

# 住居確保給付金 (転居費用補助) のしおり

収入が大きく減少し、家計改善のために転居する  
必要がある方へ

長 岡 市

令和8年7月

## 住居確保給付金（転居費用補助）とは

離職、休業等により、世帯収入が著しく減少し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家計の改善のために転居費用相当分の給付金を支給するとともに、長岡市パーソナル・サポート・センター（自立相談支援機関で以下、「長岡市PSC」という。）による家計の改善に向けた支援を行います。

◆ **支給上限額**：下表を上限として、実際に転居に要する額（支給対象経費）を支給

単身世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯	7人世帯以上
95,400円	114,000円	123,000円	135,000円	149,100円

※転居先が長岡市内の場合の支給上限額です。支給上限額は転居先の自治体によって異なります。

※転居に要する費用が支給上限額を超える場合、差額は自己負担となります。

◆ **支給方法**：原則、長岡市が不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

※ 住居確保給付金は、転居費用補助の他に家賃補助があります。詳しくは別冊の「住居確保給付金（家賃補助）のしおり」をご確認ください。

## 住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失のおそれがある者。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。（収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を合算した額が次の表の収入基準額以下である。  
※申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その住居の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。

### <住居確保給付金の支給に係る世帯収入限度額>

世帯人数	基準額	家賃額上限		収入基準額（円）	
1人	89,000円	+	31,800円	120,800円	
2人	131,000円		38,000円	169,000円	
3人	157,000円		41,000円		198,000円
4人	194,000円				235,000円
5人	232,000円		45,000円		273,000円
6人	269,000円				314,000円
7人	306,000円				49,700円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下である。（金融資産の例：現金、預貯金、債券、株式、NISA、暗号資産等）なお、負債がある場合、金融資産と相殺しない。

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
金融資産	534,000円	786,000円	942,000円	1,000,000円			

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がるが家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

## 転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料）</li> <li>・ 転居先への家財の運搬費用</li> <li>・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）</li> <li>・ 鍵交換費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷金</li> <li>・ 契約時に払う家賃（前家賃）</li> <li>・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費</li> </ul>

## 申請前に家計改善支援事業を利用してください

転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案したうえで、該当性を判断するため、長岡市 PSC での相談後、住居確保給付金申請前に家計改善支援事業による家計に関する相談支援を受けてください。

長岡市における家計改善支援事業は、下記にて実施しています。  
事前に電話でご予約をお願いします。

### 【長岡市家計改善支援事業実施先】

長岡市パーソナル・サポート・センター（長岡市生活困窮者自立相談支援機関）

住 所：長岡市表町 2-2-21 長岡市社会福祉センター2階

連 絡 先：0258-89-8263

相談受付：月～金（祝祭日及び年末年始を除く）8時30分～17時15分

転居により家計改善が見込める場合は、「要転居証明書」が交付されます。

住居確保給付金申請時に「要転居証明書」も提出していただきますので、紛失しないようにしてください。

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

(1) 「初期費用」のうち、支給対象外の契約時に支払う家賃（前家賃）への対応が困難な方は、転居費用補助の申請に併せ、家賃補助の申請をすることができます。支給要件等については、「住居確保給付金（家賃補助）のしおり」をご参照ください。

(2) 「初期費用」のうち、転居費用補助の自己負担分や支給対象外の契約時に支払う家賃（前家賃）への対応が困難な方や、生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- ① 住宅入居費：40万円以内
- ② 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
※貸付期間：原則3月（最長12月）
- ③ 一時生活再建費：60万円以内  
※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金（転居費用補助）支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付

## 住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要なもの

### 申請書類

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）  
個人番号カード、運転免許証、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ④ 収入減少等関係書類  
A（収入が減少された方）  
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し  
B（離職等の方）  
世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑤ 収入関係書類  
申請者及び申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し  
（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわかる書類）
- ⑥ 金融資産関係書類  
申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ 要転居証明書  
家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合に長岡市PSCから「要転居証明書」が交付
- ⑧（持家の場合のみ）居住維持費用関係書類  
申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し
- ⑨ 入居予定住宅に関する状況通知書
- ⑩ 初期費用及び転居に要する費用関係書類  
初期費用の見積書、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等

## 追加確認書類

【支給後に追加で確認する書類】

- ① 住居確保報告書
- ② 賃貸借契約書の写し
- ③ 新住所における住民票の写し
- ④ 初期費用及び転居に要する費用で実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）

## 住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

（住居を喪失するおそれのある方）※住居を喪失した方は別途ご相談ください

### ①相談・制度説明

長岡市 PSC にご相談ください。制度や要件等を説明します。

### ②家計改善支援（プラン作成・目標設定）

長岡市 PSC で家計改善支援（プラン作成・目標設定）を受け、「要転居証明書」の交付を受けてください。転居が必要でない場合は、別の施策を検討します。

### ③転居先住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整

転居先住宅を確保し、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・交付を受けてください。

### ④住居確保給付金の支給申請

必要書類を添えて、申請書を長岡市 PSC に提出します。

### ⑤住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。また、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居予定住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

〜〜〜以下は支給決定された場合の流れ〜〜〜

⑥不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給された旨を本人から報告してください。また、不動産仲介業者等の指定の口座へ長岡市から初期費用等が振り込まれます。

### ⑦転居後の報告書等の提出

- ・住宅入居日から7日以内に「住居確保報告書」に「賃貸借契約の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、長岡市 PSC へ提出してください
- ・転居を要する費用（家財の運搬費用、現状回復費用等）の見積書等を提出している場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。

### 【注意事項】

- ・転居に要する費用が支給上限額を超える場合は、その差額分は自己負担が生じます。
- ・実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合は、申請者から差額分を返還していただきます。

## 支給額を変更できる場合があります

実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、差額を追加支給できる場合がありますので、長岡市 PSC へご相談ください。

## 住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

住居確保給付金の受給後、以下の①～③のすべてに該当する場合は再支給を受けることができます。

- ① 受給者が転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する者の死亡、又は受給者もしくは受給者と同一世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少している。
- ② 前回の支給が終了した月の翌月から1年を経過している。
- ③ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給要件に該当する。

## 住居確保給付金（転居費用補助）を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額または一部について、長岡市が徴収します。

《申請・相談先》

長岡市パーソナル・サポート・センター  
（長岡市生活困窮者自立相談支援機関）

TEL:0258-89-8263

《担当課》

長岡市 福祉保健部 生活支援課

TEL:0258-39-2338